

一 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改 正 案

現 行

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条第二第四項及び第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第一百二条並びに第一百十五条を除き、以下同じ。）とする。

一～五 （略）
2～4 （略）

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 （略）

2～4 （略）

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 （略）

2～4 （略）

5 法第五十八条の三第一項第一号又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第三項並びに第四十五条第五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第二第四項及び第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第一百二条並びに第一百十五条を除き、以下同じ。）とする。

一～五 （略）
2～4 （略）

5 法第五十八条の三第一項第一号又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該

各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇十二 (略)

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四～三十九 (略)

6～15

(略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第八十八条 金庫は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該金庫の事務所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わざるを得ない等の適切な措置を講じなければならない。

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇十二 (略)

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四～三十九 (略)

6～15

(略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第八十八条 金庫は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該金庫の事務所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わざるを得ない等の適切な措置を講じなければならない。

第九十五条の三

令第五条第一項第一号ロに規定する内閣府令・厚生

(新設)

労働省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であつて、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第九十五条の五第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第五条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする連結財務諸表提出会社である法人等（令第五条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

(受信者連結基準法人等)

第九十五条の四 令第五条第二項第一号括弧書に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

- 一 連結財務諸表提出会社
- 二 銀行法第二十一条第二項前段の規定により書類を作成しなけれ

(新設)

ばならない金庫その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三 連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第九十五条の五 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関する要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項

（新設）

第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。)の

意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号に定める者に類する者

2 令第五条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

一 前項第一号に掲げる場合 受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二 前項第二号に掲げる場合 前号に定める者に類する者

(同一人に対する信用の供与等)

第九十六条 令第五条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令

・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫にあつては別紙様式第九号、労働金庫連合会にあつては別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

一 コールローン勘定

(同一人に対する信用の供与等)

第九十六条 令第五条第五項第一号に規定する貸出金として内閣府令

・厚生労働省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち、労働金庫にあつては別紙様式第九号、労働金庫連合会にあつては別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

(新設)

			二 買現先勘定
		三 貸出金勘定	(新設)
2	令第五条第七項第二号に規定する債務の保証として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるもの並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものとする。	2	令第五条第五項第二号に規定する債務の保証として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるものとする。
3	令第五条第七項第三号に規定する出資として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの(その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの(次項において「外国法人の発行する株式等」という。)に限る。)及びその他資産勘定のうち出資として計上されるものとする。	3	令第五条第五項第三号に規定する出資として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定及びその他資産勘定に株式又は出資(外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。)として計上されるものとする。
4	令第五条第七項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものとする。	4	令第五条第五項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 預け金勘定 二 買入手形勘定 三 債券貸借取引支払保証金勘定 四 買入金銭債権勘定 五 金銭の信託勘定 六 商品有価証券勘定
七	有価証券勘定(国債、地方債、株式及び外国法人の発行する株	三	一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有 二 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、前号に掲げる社債の保有に該当するもの以外のもの 三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項

式等として計上されるものを除く。)

八| 外国為替勘定

九| その他資産勘定のうち次に掲げる勘定

イ| 先物取引差入証拠金勘定

ロ| 先物取引差金勘定

ハ| 金融商品等差入担保金勘定

二| リース投資資産勘定（法第五十八条第二項第二十二号イに規定するリース物件を使用するために必要となる付随費用の額

が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第九十七条 金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。）の額（第一百条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 （略）

三 前条第三項に規定する出資又は同条第四項第四号、第五号若し

四| デリバティブ取引に係る信用の供与として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い算出されるもの

五| 貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第五十八条第二項第二十二号イに規定するリース物件を使用させるため必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付隨費用を含む。）

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。）の額（第一百条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 （略）

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式

くは第七号に掲げる勘定に計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 (略)

五 前条第四項第一号に掲げるもののうち労働金庫連合会への預け
金の額

六 前条第四項第七号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

七 前条第四項各号に掲げるもの並びに同項の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

八 (略)

2 (削る)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 (略)

(新設)

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

六 前条第四項第一号から第三号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

七 (略)

2 (略)

3 |
一 帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額
二 前条第四項第一号から第三号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額
三 金庫は、何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第十二条第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第九十八条 令第五条第九項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省

第九十八条 令第五条第八項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省

令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

2 令第五条第九項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一・二 （略）

三 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が適當と認めるやむを得ない理由があること。

3 （略）

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第九十九条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該金庫の子法人等（金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二 当該金庫の関連法人等（金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第一百条 （略）

2～4 （略）
（削る）

令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

2 令第五条第八項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一・二 （略）

三 その他前二号に準ずるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が適當と認めること。

3 （略）

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第九十九条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、当該金庫の子法人等及び関連法人等とする。

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第一百条 （略）

2～4 （略）
（削る）

二項前段の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない

(金庫の特定関係者)

第一百二条 令第五条の二第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(令第五条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していなことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)
2・3 (略)

附 則

(労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

(金庫の特定関係者)

第一百二条 令第五条の二第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していなことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)
2・3 (略)

第二条 この命令による改正後の労働金庫法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第九十六条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2 新規則第九十六条第二項及び第四項の規定は、労働金庫又は労働金庫連合会(以下この項において「金庫」と総称する。)の清算機関(金庫(当該金庫以外の金庫を含む。)に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八項に規定する商品取引清算機関又はこれらに準ずる外国の機関(当該機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下同じ。)に対する信用の供与等(労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第

十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3 新規則第九十六条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。